奈良県における中小企業の労働事情

一令和3年度 中小企業労働事情実態調査報告書一

令和4年2月 奈良県中小企業団体中央会

はじめに

本書「奈良県における中小企業の労働事情」は、例年7月1日を基準日として全国 中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会が共同して実施している「労働 事業実態調査」の結果をとりまとめた報告書です。

この調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会の雇用・労働対策事業の推進に資することを目的としたもので、令和3年度においても奈良県内の多くの組合及び中小企業等の皆様のご協力のもと実施させていただきました。(調査依頼600社。回答率37.7%)

本年度の調査内容としては、例年調査している基本項目(経営、労働時間、雇用、 賃金、採用関係)に加え、新たに「新型コロナウイルスの影響」及び「雇用保険料の 事業主負担分」について調査を行ったところです。

また、全国中央会が調査票を作成し調査結果を集計・発表していますので、全国的な状況や傾向等を参考としつつ、本県の状況等をご覧いただけるような整理となっております。

地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の皆様を取り巻く環境については、 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、感染拡大防止と社会経済 活動の両立に対応していかなければならない状況に加え、デジタル化への対応、労働 力不足、働き方改革、人口減少問題など、先行きが見通せない厳しい状況が続いてお ります。

是非より多くの事業者・関係者の皆様にご覧いただき、今後の労働環境等の改善の 参考としてお役立ていただければと願っております。

最後に、調査にご協力いただきました組合及び中小企業等の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、皆様の今後ますますのご発展を心からお祈り申し上げます。

令和4年2月

奈良県中小企業団体中央会

目 次

Ι	調査実施の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П	回答事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ш	調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	設問1) 現在の従業員数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	設問2)経営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	設問3)従業員の労働時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	設問4)従業員の有給休暇について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	設問5)新規学卒者の採用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	設問6)新型コロナウイルスの影響について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	設問7) 雇用保険料の事業主負担分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	設問8)賃金改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	設問9) 労働組合の有無について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

(参考資料) 令和3年度 中小企業労働事情実態調査票

I. 調査実施の要領

1.調査の目的

奈良県における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会の 雇用・労働対策事業の推進に資することを目的とします。

2.調査機関

奈良県中小企業団体中央会

3.調査時点

令和3年7月1日

4.調査の対象

奈良県中小企業団体中央会会員組合所属企業及びその他の企業合計 600 社で、製造業・建設業・運輸業・情報通信業にあっては従業員 300 人以下の事業所を、卸売業・サービス業にあっては 100 人以下、小売業にあっては 50 人以下の事業所を選定しました。

5.調査の実施方法

奈良県内の事業所を、業種別に選定し、調査票を送付しました。全国的な調査結果は全国中小企業団体中央会において全国集計し取りまとめられたものです。

6.調査の内容

設問 1) 現在の従業員数について

設問2)経営について

設問3)従業員の労働時間について

設問4)従業員の有給休暇について

設問 5) 新規学卒者の採用について

設問 6) 新型コロナウイルスの影響について

設問 7) 雇用保険料の事業主負担分について

設問 8) 賃金改定について

設問 9) 労働組合の有無について

7. 昨年度調査結果との比較について

今回の調査結果の特徴的な状況や変化等について、できるだけわかりやすく示すため、各設問のコメント中に「(昨年度○%)」、「昨年度:…」といった比較した説明を加えるよう努めています。

Ⅱ 回答事業所の概要

1 調査票の回答状況

調査対象 600 事業者所のうち、製造業と非製造業を合わせて「226 事業所(37.7%)」から有効な 回答をいただきました(昨年度: 252 事業所(42.2%))。

図表1 実態調査回収率

	製造業	非製造業	合 計
配布数	351	249	600
有効回答数	143	83	226
有効回答率	40. 7%	33.3%	37. 7%

2 回答事業者の内訳

回答事業所の内訳を見ると、回答のあった 226 事業所のうち、製造業が 143 事業所で 63.3% (昨年度: 61%)、非製造業が 83 事業所で 36.7% (昨年度 39%)でした。従業員規模は「30~99 人」 (32.3%) が最も多く、次いで「10~29 人」 (28.8%)、「1~9 人」 (27.9%) と続いています。 (昨年度: 30~99 人 36.0%、1~9 人 27.7%、10~29 人: 24.5%)

従業員規模 30 人未満の事業所は全体の 56.7% (昨年度 52.2%) となっており、全国と比較する と 12.5%低くなっています。

図表 2 令和 3 年度調査の回答事業所の内訳

		事業所数	従業員規模				
		争未別剱	1~9人	10~29 人	30~99 人	100~300 人	
	食料品	18	5	3	7	3	
	繊維工業	17	2	5	9	1	
	木材・木製品	12	8	2	1	1	
Hart	印刷・同関連	8	3	0	2	3	
製	窯業・土石	5	0	3	1	1	
造業	化学工業	9	1	3	4	1	
*	金属、同製品	37	10	14	11	2	
	機械器具	10	0	4	4	2	
	その他	27	9	7	7	4	
	小計	143	38	41	46	18	
	情報通信業	4	2	0	2	0	
	運輸業	13	3	5	4	1	
非製造業	建設業	21	6	8	6	1	
造業	卸・小売業	29	11	7	7	4	
*	サービス業	16	3	4	8	1	
	小計	83	25	24	27	7	
	合 計	226	63	65	73	25	
棒	ந成比(%)	100	27.9	28.8	32.3	11.0	

Ⅲ 調査結果の概要

設問1)現在の従業員数について

雇用形態別での従業員割合を見ると、奈良県では「正社員」が 66.5%で最も多く、次いで「パートタイマー」(22.2%)、「委託・契約社員」(5.7%)と続いています。

(昨年度:正社員73.6%、パートタイマー17.5%、委託・派遣社員4.9%)

全国と比較すると、「正社員」は8.4%低く、「パートタイマー」は7.4%高くなっています。特に、女性のパートタイマーの比率が全国と比べて10.7%高いのが特徴的です。

図表3 雇用形態別の従業員割合(%)

	正社員	パートタイマー	派遣	委託・契約社員	その他
全国	74. 9	14.8	2.3	5. 6	2. 4
(昨年度)	(75. 4)	(14. 4)	(2.0)	(5. 6)	(2. 6)
男性	84. 0	6. 0	1.9	6. 1	2. 0
(昨年度)	(84. 4)	(6.0)	(1.5)	(6. 0)	(2. 1)
女性	55. 0	34. 0	3. 3	4. 6	3. 1
(昨年度)	(55. 4)	(33. 3)	(3.0)	(4.7)	(3. 6)
奈良県	66. 5	22. 2	3. 4	5. 7	2. 2
(昨年度)	(73. 6)	(17. 5)	(2.1)	(4. 9)	(1. 9)
男性	79. 2	9. 1	3.6	6. 0	2. 1
(昨年度)	(85. 6)	(6.8)	(2.3)	(3. 7)	(1. 6)
女性	44. 6	44. 7	3.0	5. 2	2. 5
(昨年度)	(46. 4)	(41. 0)	(3. 5)	(5. 5)	(3. 6)

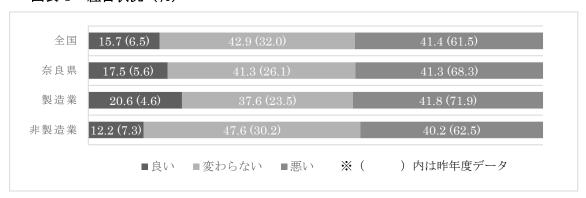
設問2)経営について

①現在の経営状況について

現在の経営状況を見ると、奈良県では「変わらない」が 41.3%で最も多く、次いで「悪い」41.4%、 「良い」 17.5%と続いています。(昨年度:変わらない 26.1%、悪い 68.3%、良い 5.6%)

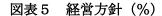
全国と比較すると、奈良県全体及び製造業では全国より数値が高くなっていますが、非製造業は低くなっています。昨年度調査では、非製造業が全国より高く奈良県及び製造業は全国より低い結果であり、今年度は対照的な状況になっています。

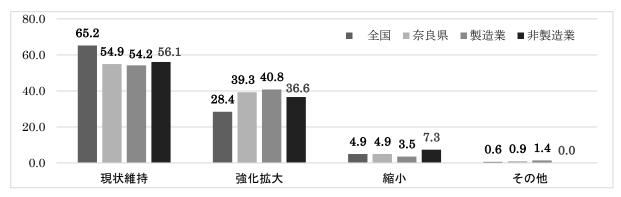
図表4 経営状況(%)



②経営方針について

経営方針について見ると、奈良県では「現状維持」が 54.9%と最も多く、次いで「強化拡大」 39.3%、「縮小」4.9%と続いています。(昨年度: 現状維持 57.3%、強化拡大 34.7%、縮小 5.6%) 全国、製造業及び非製造業においても同様の状況となっています。



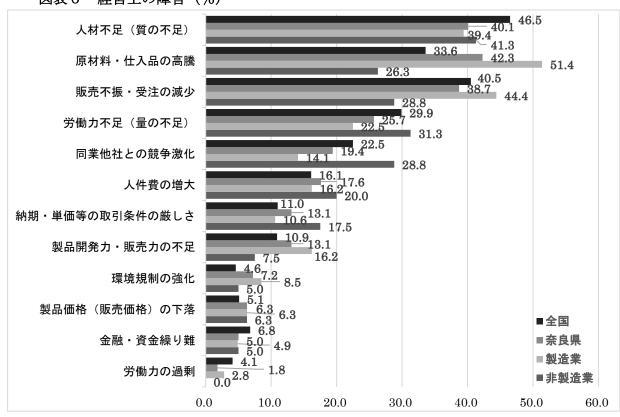


③経営上の障害

経営上の障害について見ると、奈良県では「原材料・仕入品の高騰」が 42.3%(昨年度 18.4%) で最も多く、次いで「人材不足(質の不足)」が 40.1%(昨年度 41.0%)、「販売不振・受注の減少」が 38.7%(昨年度 51.2%)と続いています。

業種別に見ると、製造業では「原材料・仕入品の高騰」が 51.4% (昨年度 24.0%) で最も多く、 次いで「販売不振・受注の減少」が 44.4% (昨年度 62.0%)、「人材不足(質の不足)」が 39.4% (昨年度 37.3%) と続いており、非製造業では「人材不足(質の不足)」が 41.3% (昨年度 46.8%) で 最も多く、次いで「労働力不足(量の不足)」が 31.3% (昨年度 33.0%)、「同業他社との競争激化」 が 28.8% (昨年度 27.7%) と続いています。

図表6 経営上の障害(%)

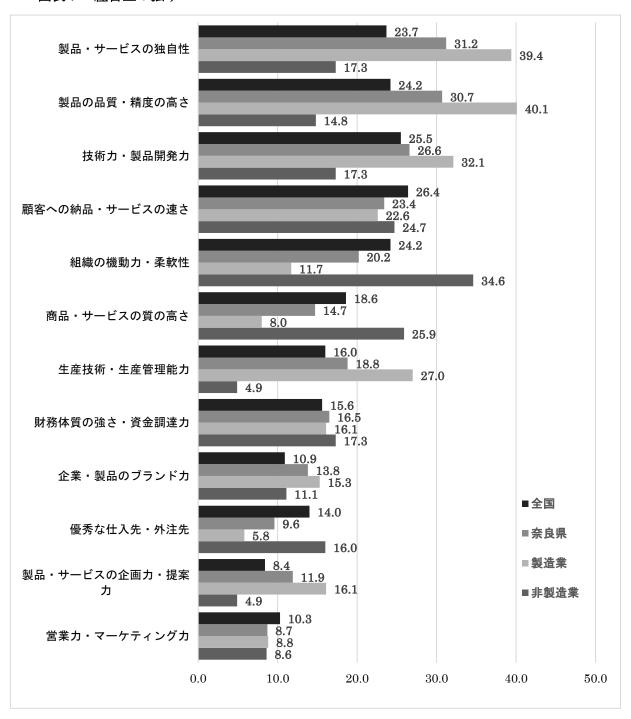


4経営上の強み

経営上の強みについて見ると、奈良県では「製品・サービスの独自性」が31.2%(昨年度31.0%)で最も多く、次いで「製品の品質・精度の高さ」が30.7%(昨年度26.0%)、「技術力・製品開発力」が26.6%(昨年度25.2%)と続いています。

製造業では、「製品の品質・精度の高さ」が 40.1% (昨年度 36.7%)で最も多く、次いで「製品・サービスの独自性」が 39.4% (昨年度 35.3%)、「技術力・製品開発力」が 32.1% (昨年度 28.7%) と続いており、非製造業では、「組織の機動力・柔軟性」が 34.6% (昨年度 28.3%)で最も多く、次いで「商品・サービスの質の高さ」が 25.9% (昨年度 22.8%)、「顧客への納品・サービスの速さ」が 24.7% (昨年度 20.7%) と続いています。

図表7 経営上の強み



設問3) 従業員の労働時間について

①従業員の週所定労働時間

従業員の週所定労働時間について見ると、奈良県では「40 時間」が 48.6% (昨年度 50.6%)で最も多く、次いで「38 時間超 40 時間未満」が 25.2% (昨年度 21.9%)、「38 時間以下」が 16.7% (昨年度 20.2%)と続いています。

これら3つの項目については、全国、製造業及び非製造業とも同様の状況となっています。

図表8 従業員の週所定労働時間(%)

	38 時間以下	38 時間超 40 時間未満	40 時間	40 時間超 44 時間以下
全国	15. 6	27. 1	48.8	8. 4
(昨年度)	(15. 0)	(27. 2)	(49. 4)	(8.4)
奈良県	16. 7	25. 2	48.6	9. 5
(昨年度)	(20. 2)	(21. 9)	(50. 6)	(7.3)
製造業	18. 2	27. 3	45. 5	9. 1
(昨年度)	(20. 1)	(27. 3)	(45. 5)	(7. 1)
非製造業	13. 9	21.5	54. 4	10. 1
(昨年度)	(20. 4)	(12. 9)	(59. 1)	(7.6)

②従業員1人当たりの月平均残業時間

従業員 1 人当たりの月平均残業時間について見ると、奈良県では「10 時間未満」が 28.0% (昨年度 26.3%)で最も多く、次いで「0 時間」が 26.6% (昨年度 22.6%)、「 $10\sim20$ 時間」が 19.7% (昨年度 22.2%)と続いています。

製造業では、「0 時間」が 28.4% (昨年度 25.2%)で最も多く、次いで「10 時間未満」が 27.0% (昨年度 27.8%)、「 $10\sim20$ 時間未満」が 21.3% (昨年度 22.5%)と続いており、非製造業では、「10 時間未満」が 29.9% (昨年度 23.9%)で最も多く、次いで「0 時間」が 23.4% (昨年度 18.5%)、「 $10\sim20$ 時間未満」が 16.9% (昨年度 21.7%)と続いています。

図表 9 月平均残業時間(%)

	0 時間	10 時間未満	10~20 時間未満	20~30 時間未満	30~50 時間未満	50 時間以上
全国	28. 5	30.0	21.5	11.6	7. 0	1. 3
(昨年度)	(26. 9)	(27. 9)	(21.8)	(13. 2)	(8.8)	(1.4)
奈良県	26.6	28.0	19. 7	11.5	11. 5	2.8
(昨年度)	(22.6)	(26. 3)	(22. 2)	(14.4)	(11.5)	(3. 0)
製造業	28. 4	27.0	21. 3	11.3	12. 1	0.0
(昨年度)	(25. 2)	(27.8)	(22.5)	(13. 2)	(11. 3)	(0.0)
非製造業	23. 4	29. 9	16. 9	11.7	10. 4	7.8
(昨年度)	(18. 5)	(23. 9)	(21. 7)	(16. 3)	(12. 0)	(7.6)

設問4) 従業員の年次有給休暇について

年次有給休暇状況を見ると、平均付与日数については、奈良県では 15.55 日(昨年度 15.33 日)、製造業では 16.05 日(昨年度 15.44 日)、非製造業では 14.61 日(昨年度 15.14 日)となっています。 平均取得日数については、奈良県では 8.65 日(昨年度 8.27 日)、製造業では 8.86 日 (昨年度 8.75 日)、非製造業では 8.27 日(昨年度 7.43 日)となっています。

取得率については、奈良県では 58.89% (昨年度 56.27%)、製造業では 57.99% (昨年度 58.53%)、 非製造業では 60.56% (昨年度 52.36%) となっています。

非製造業の平均取得日数(昨年度比 0.84 日増)、取得率(昨年度比 8.2%増)の伸びが特徴的です。

図表 10 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率

	令和3年度			令和2年度			
	平均付与日数	平均取得日数	取得率	平均付与日数	平均取得日数	取得率	
	(目)	(目)	(%)	(目)	(目)	(%)	
全国	15. 56	8. 40	57. 65	15. 53	8. 53	58. 05	
奈良県	15. 55	8. 65	58. 89	15. 33	8. 27	56. 27	
製造業	16. 05	8. 86	57. 99	15. 44	8. 75	58. 53	
非製造業	14. 61	8. 27	60. 56	15. 14	7. 43	52. 36	

設問5) 新規学卒者の採用について

①令和3年3月新規学卒者の採用または採用の計画

令和3年3月新規学卒者の採用または採用の計画について見ると、奈良県では、採用または採用計画があった事業所は24.6%(昨年度28.1%)、製造業では21.1%(昨年度25.5%)、非製造業では30.5%(32.3%)となっており、昨年度からそれぞれ軒並み下がっていますが、全国と比較すると採用計画は高い数値となっています。

全国 19.3 80.7 奈良県 24.6 75.4 製造業 21.1 78.9 非製造業 30.5 69.5 0% 20% 40% 60% 80% 100%

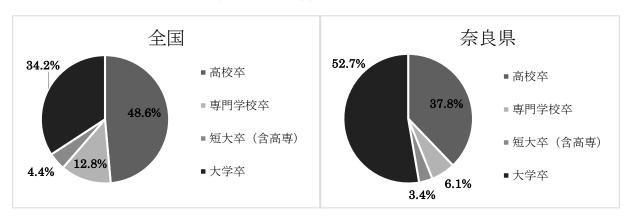
図表 11 採用または採用計画の有無(%)

②令和3年3月新規学卒者の採用実績

令和3年3月の新規学卒者の採用実績について見ると、奈良県では「大学卒が52.7% (昨年度42.6%)で最も多く、次いで「高校卒」が37.8%(昨年度48.9%)、「専門学校卒」が6.1% (昨年度5.9%)と続いています。

全国と比較すると「高校卒」が 10.8%低く、「大学卒」が 18.5%高くなっており、奈良県では、 大学卒の採用実績が増加し、高校卒の採用実績が減少している傾向が見えます。

図表 12 令和 3年 3月新規学卒者の採用実績

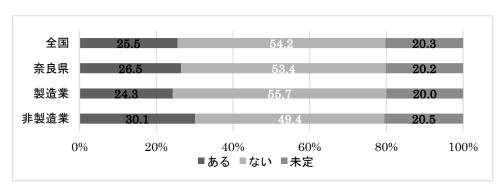


③令和4年3月新規学卒者の採用の計画

令和4年3月の新規学卒者の採用計画の有無について見ると、奈良県では採用計画が「ない」が53.4%(昨年度55.6%)で最も多く、次いで「ある」が26.5%(昨年度29.2%)、未定が20.2%(15.2%)と続いています。

これら3つの回答は、全国、製造業、非製造業においても同様の状況となっています。

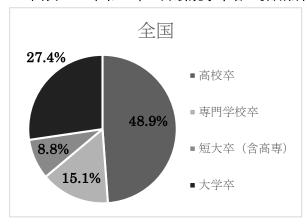
図表 13 採用計画の有無(%)

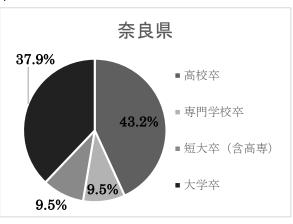


4 令和4年3月新規学卒者の採用計画

令和4年3月の新規学卒者の採用計画について見ると、奈良県では「高校卒」が43.2% (昨年度42.9%)で最も多く、次いで「大学卒」が37.9%(昨年度38.7%)、「専門学校卒」9.5% (昨年度13.4%)「短大卒(含高専)」9.5%(昨年度5.0%)と続いています。全国と比較すると 「高校卒」が5.7%低く、「大学卒」が10.5%高くなっています。

図表 14 令和 4年 3月新規学卒者の採用計画





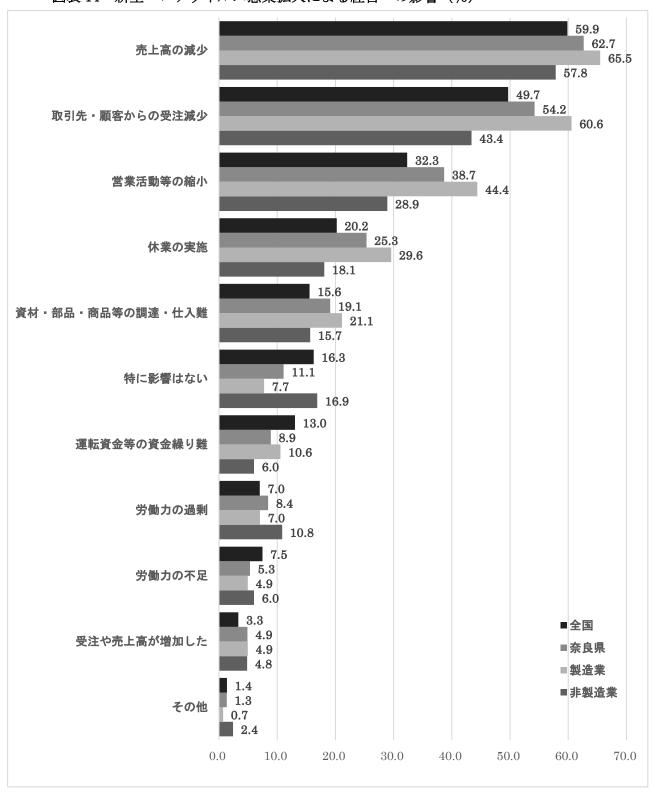
設問6)新型コロナウイルスの影響について

①新型コロナウイルスによる経営への影響

新型コロナウイルスによる経営への影響について、奈良県では「売上高の減少」が 62.7% (昨年度 74.0%)で最も多く、次いで「取引先・顧客からの受注減少」が 54.2% (昨年度 60.4%)、営業活動等の縮小が 38.7% (昨年度 42.4%) と続いています。

これら3つの影響については、全国、製造業及び非製造業とも同様の状況となっています。

図表 14 新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響 (%)



②新型コロナウイルスの影響による従業員等の雇用の変化

新型コロナウイルスの影響による従業員等の雇用の変化について見ると、奈良県は、「特に影響はない」が34.7%(昨年度31.5%)で最も多く、次いで「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」が28.7%(昨年度36.5%)、「労働日数を減らした従業員がいる」が24.1%(昨年度29.0%)と続いています。

これら3つの雇用変化については、製造業・非製造業とも同様の状況となっています。

45.3 34.7 特に影響はない 30.4 42.0 19.8 28.7 子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる 29.6 27.2 労働日数を減らした従業員がいる 24.423.5 17.6 賃金(賞与)を削減した 22.2 9.9 9.8 13.9 休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる 17.0 8.6 5.7 従業員を採用した 7.47.4賃金(賞与)を引き上げた ■全国 6.2 ■奈良県 事業休止・縮小により解雇又は雇用止めした従業員がいる 3.0 ■製造業 0.0 2.6 ■非製造業 1.9その他 3.0 0.0 0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0

図表 15 新型コロナウイルス感染拡大による従業員等の雇用の変化(%)

③新型コロナウイルスの影響への対策として実施した従業員の労働環境の整備

新型コロナウイルスの影響への対策として実施した従業員の労働環境の整備について見ると、 奈良県では、「特に整備していない」が52.7%(昨年度42.2%)で最も多く、次いで「テレワーク の導入」が17.7%(昨年度21.7%)、「時差出勤の導入」が16.8%(昨年度21.7%)と続いています。

製造業では、「特に整備していない」が 55.8% (昨年度 44.7%)で最も多く、次いで「時差出勤の 導入」が 18.1% (昨年度 20.0%)、「テレワークの導入」が 17.4% (昨年度 19.3%) と続いており、 非製造業では、「特に整備していない」が 47.6% (昨年度 38.3%)で最も多く、次いで 「テレワークの導入」が 18.3% (昨年度 25.5%)、「時差出勤の導入」が 14.6% (昨年度 24.5%) と続いています。

 $52.7_{55.8}$ 特に整備していない 47.6 テレワークの導入 時差出勤の導入 時短勤務の導入 就業規則の見直し 11.0 7.4 9.1 ■全国 その他 ■奈良県 **12.2** ■製造業 3.6 臨時手当等の支給 ■非製造業 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 0.0

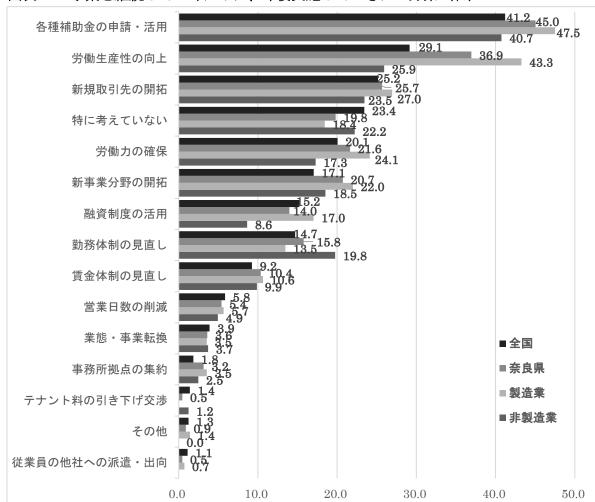
図表16 新型コロナウイルス感染拡大への対策として実施した従業員の労働環境の整備(%)

④事業を継続していくために、今後実施していきたい方策

事業を継続していくために、今後実施していきたい方策について、奈良県では、「各種補助金の申請・活用」が 45.0%で最も多く、次いで「労働生産性の向上」が 36.9%、

「新規取引先の開拓」が25.7%と続いています。

これら3つの方策については、全国・製造業及び非製造業とも同様の状況となっています。



図表 17 事業を継続していくために、今後実施していきたい方策(%)

設問7) 雇用保険料の事業主負担分について

①感染の長期化による雇用保険料率の引上げ等に対する考え方

感染の長期化による雇用保険料率の引上げ等に対する考え方を見ると、奈良県では「雇用保険料率の引上げは、負担増であり、反対」が48.6%で最も多く、次いで「雇用保険料率の引上げは、負担増であるがやむを得ない」が36.5%、「分からない、不明」が13.1%と続いています。

これら3つの考え方については、全国・製造業及び非製造業とも同様の状況となっています。

60.0 48.9 48.6 48.2 49.4 ■全国 ■奈良県 ■製造業 ■非製造業 50.0 35.5 36.5 37.6 34.6 40.0 30.0 16.0 20.0 13.3 13.1 11.3 10.0 $1.3 \ 1.8 \ 2.8$ 0.0 0.0雇用保険料率の引き上げ 雇用保険料率の引き上げ 分からない、不明 雇用保険料率の引き上げ は、負担増であり反対 は、負担増であるが は、雇用保険制度維持 やむを得ない のため賛成

図表 18 雇用保険料の事業主負担分について (%)

②雇用保険料が引き上げられた場合の雇用への影響について

雇用保険料が引き上げられた場合の雇用への影響について見ると、奈良県は「従業員数、 雇用形態、賃金等への影響はない」が59.4%で群を抜いて多く、次いで「新規募集時は、雇用 保険料不要な雇用形態を増やす」が11.9%、「従業員は変えないが、雇用保険料が不要な雇用 形態へ転換」が11.1%と続いています。

製造業と非製造業を比較すると、製造業の方では「従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない」以外の事項がほぼ同程度であるのに対して、非製造業では「新規雇用時は、雇用保険料が不要な雇用形態を増やす」が11.2%と高くなっています。



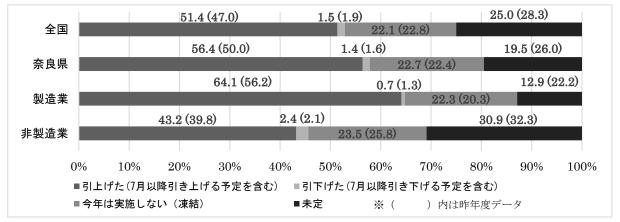
図表 19 雇用保険料が引き上げられた場合の雇用への影響について(%)

設問8)賃金改定について

①賃金改定の実施

令和3年1月1日から7月1日までの間における賃金改定の実施状況を見ると、奈良県では「引上げた(7月以降引き上げる予定を含む)」が56.4%(昨年度50.0%)で最も多く、次いで「今年は実施しない(凍結)」が22.7%(昨年度22.4%)、「未定」が19.5%(昨年度26.0%)と続いています。

全国、製造業及び非製造業とも、「引き上げた(7月以降引き上げる予定を含む)」が昨年度より高くなっており、賃金の引上げを実施する事業者が増加している傾向が見えます。



図表 24 賃金改定の実施状況(%)

②改定後の賃金額

賃金改定で引上げた事業所の「改定後平均所定内賃金」・「引上げ額」・「引上げ率」を見ると、 奈良県では順に「賃金 266, 422 円(昨年度 270, 876 円)」、「引上げ額 5, 775 円(昨年度 7, 162 円)」、「引上げ率 2. 22%(昨年度 2. 72%)」、製造業では「賃金 264, 295 円(昨年度 261, 744 円)」、「引上げ額 5, 964 円(昨年度 7, 442 円)」、「引上げ率 2. 31%(昨年度 2. 93%)」、非製造業では「賃金 272, 500 円(昨年度 295, 056 円)」、「引上げ額 5, 238 円(昨年度 6, 420 円)」、「引上げ率 1. 96%(昨年度 2. 22%)」となっています。

製造業の「改定後平均所定内賃金」を除いて、全ての項目が昨年度より低くなっており、 中小企業等の経営が非常に厳しいことが見えます。

	改定後平均所定内賃金 (円)	引上げ額(円)	引上げ率(%)
全国	257,568	4,915	1.95
(昨年度)	(260,966)	(5,770)	(2.26)
奈良県	266,422	5,775	2.22
(昨年度)	(270,876)	(7,162)	(2.72)
製造業	264,295	5,964	2.31
(昨年度)	(261,744)	(7,442)	(2.93)
非製造業	272,500	5,238	1.96
(昨年度)	(295,056)	(6,420)	(2.22)

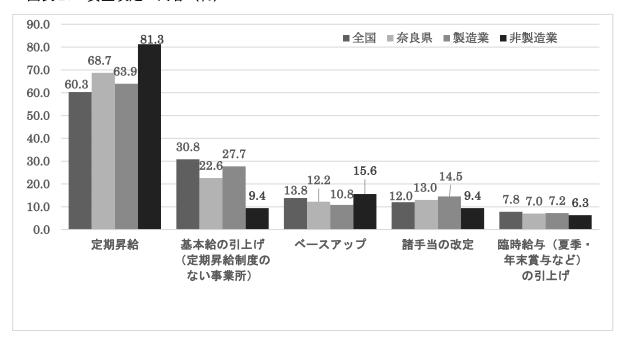
図表 25 改定後の賃金額・引き上げ額・引上げ率

③賃金改定の内容

賃金改定の内容について見ると、奈良県では「定期昇給」が 68.7% (昨年度 69.9%)で群を抜いて多く、次いで「基本給の引上げ」22.6% (昨年度 25.7%)、「諸手当の改定」13.0% (昨年度 14.2%)と続いています。

製造業と非製造業を比較すると、製造業では定期昇給、基本給の引上げ(定期昇給制度の無い事業所)に次いで、諸手当の改定が14.5%(昨年度8.3%)と高く、非製造業ではベースアップが15.6%(昨年度11.8%)と高くなっています。

図表 26 賃金改定の内容(%)

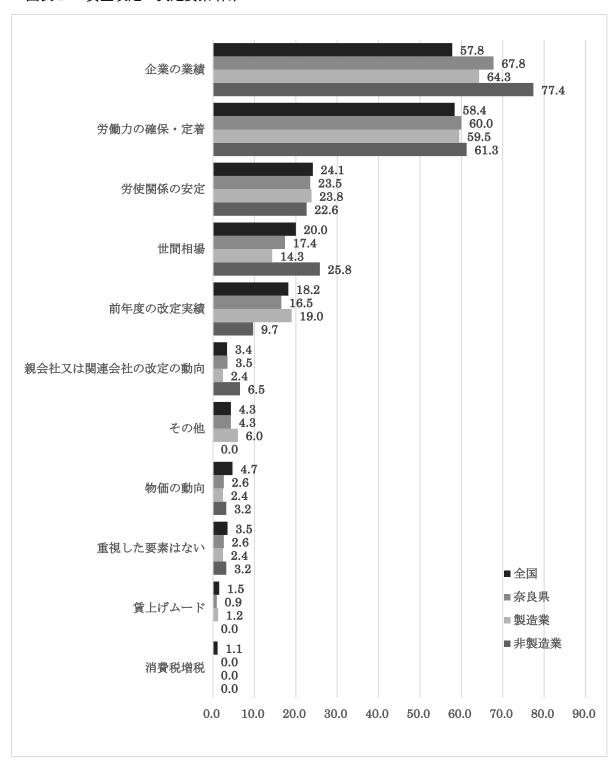


④賃金改定の決定の要素

賃金改定の決定の要素を見ると、奈良県では「企業の業績」が 67.8% (昨年度 64.6%) で最も多く、次いで「労働力の確保・定着」が 60.0% (昨年度 48.7%)、「労使関係の安定」が 23.5% (昨年度 22.1%) と続いています。

製造業と非製造業を比較すると、製造業では「企業の業績」、「労働力の確保・定着」に次いで、「労使関係の安定」が 23.8% (昨年度 17.7%) と高く、非製造業では、「世間相場」が 25.8% (昨年度 20.6%) と高くなっています。

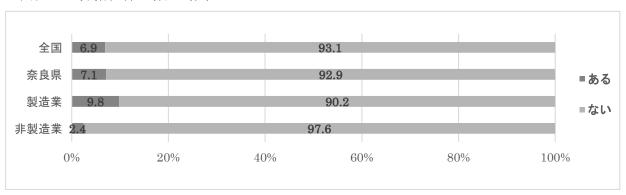
図表 27 賃金改定の決定要素(%)



設問9) 労働組合の有無について

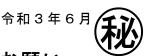
労働組合の有無について見ると、奈良県では「ある」が 7.1% (昨年度 10.3%)、製造業では 9.8% (昨年度 11.0%)、非製造業では 2.4% (昨年度 9.2%) となっています。 昨年度と比較すると、全体的に労働組合のある事業所が減少している傾向が見えます。

図表 28 労働組合の有無(%)



(都道府	県コード) (事業所	コード)	(対	也域コー	۴

(左欄は記入しないでください。)



令和3年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、 本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようよろしくお願い申 し上げます。

令和3年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点:令和3年7月1日 調査締切:令和3年7月20日

-記入についてのお願い

◇秘密の厳守 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計

以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入 担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。

質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に〇をつ ◇ご記入方法

けてください。(7月1日現在でご記入ください。)

◇お問合せ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せ先は、下記までお願

いいたします。調査票は7月20日までにご返送ください。

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称		記入担当者名	
所 在 地	(〒 -)	電話番号	
		FAX 番号	
業 (最も売上高の 多い番号をの業をの 1.~19.の下の 入本枠内に ください)	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製と登業 6. 化学工業、石石製造業 6. 化学工業、手鉄金属、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 「通信業、放送業、情報サービス業、インターネット」 11. 運輸業	13. 14. 15. 16. 17. 具製造業 レ革・同製品・	卸売業 小売業 対事業所サービス業 物品賃貸業、専門サービス業、広告業、 技術サービス業、廃棄物処理業、 職業紹介·労働者派遣業、 その他の事業サービス業等 対個人サービス業

設問1)現在の従業員数についてお答えください。

① 令和3年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のう ち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少 した=減」のいずれかに〇印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派 遣	嘱託·契約社員	その他	合 計	(うち常		常用労働者数
男性	人	人	人	人	人	人	用労働者)	男性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	<u>者</u>	前年比	増·不変·減
女 性	人	人	人	人	人	人		女 性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増·不変·減

- 1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1

 - 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

٠.	良い	2. 変わらない	3. 悪 い
2	現在行っている主要な事業について	て、今後どのようにしていくお考えです	すか。(1つだけに〇)
١.	強化拡大 2. 現状維持	3.縮小 4.廃止	5 . その他(
3	現在、経営上どのようなことが障害	害となっていますか。(3つ以内に〇)	
1.	労働力不足(量の不足) 人件費の増大	2. 人材不足(質の不足) 5. 販売不振・受注の減少	3. 労働力の過剰 6. 製品開発力・販売力の不足
	同業他社との競争激化 納期・単価等の取引条件の厳しさ	8. 原材料・仕入品の高騰 11. 金融・資金繰り難	9. 製品価格(販売価格)の下落 12. 環境規制の強化
4	経営上の強みはどのようなところ	こありますか。(3つ以内に〇)	
1 . 7 .	製品・サービスの独自性 営業力・マーケティングカ 顧客への納品・サービスの速さ 優秀な仕入先・外注先	2. 技術力・製品開発力 5. 製品・サービスの企画力・提案力 8. 企業・製品のブランドカ 11. 商品・サービスの質の高さ	9.財務体質の強さ・資金調達力
問 ①		てお答えください。 労働者を除く) の週所定労働時間は何時 、最も多くの従業員に適用されている時	
_	38 時間以下 2.38 時間超 4	0 時間未満 3.40 時間	4. 40 時間超 44 時間以下
注〕	38 時間以下 2.38 時間超 4 3 (1) 現在、労働基準法で 40 時間超 44 間 (2) 「所定労働時間」とは、就業規則等	0 時間未満 3.40 時間 時間以下が認められているのは、10 人未満 等に定められた始業時刻から終業時刻までの 均残業時間(時間外労働・休日労働)をこ	の商業・サービス業等の特例事業所のみで D時間から休憩時間を差し引いた時間です
生) ②	38 時間以下 2.38 時間超 4 3 (1) 現在、労働基準法で 40 時間超 44 間 (2) 「所定労働時間」とは、就業規則等	時間以下が認められているのは、10 人未満 等に定められた始業時刻から終業時刻までの	の商業・サービス業等の特例事業所のみで D時間から休憩時間を差し引いた時間です ご記入ください。(小数点以下四捨五入
全 (2) (1)	38 時間以下 2.38 時間超 40 (1)現在、労働基準法で 40 時間超 44 目 (2)「所定労働時間」とは、就業規則等 令和 2 年の従業員 1 人当たりの月平日 従業員 1 人当たり 月平均残業時間 引4)従業員の有給休暇につい	時間以下が認められているのは、10 人未満 等に定められた始業時刻から終業時刻までの 均残業時間(時間外労働・休日労働)をこ 1	の商業・サービス業等の特例事業所のみで の時間から休憩時間を差し引いた時間です ご記入ください。 (小数点以下四捨五入

設問5)新規学卒者の採用についてお答えください。

① 令和3年3月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。(1つだけに〇)

<u>1. あった</u> 2. なかった

※1. に〇をした事業所は①-1の質問にお答えください。

①-1令和3年3月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入ください。

(学 卒 採用を予定して			実際に採用し	1 人当たり平均初日	実際に採用した	1 人当たり平均初任給額						
			いた人数	た人数	(令和3年6月支約	合額)			いた人数	人数	(令和3	年 6 月支	給額)
	高校卒	技術系	,		,	Ħ	短大卒	技術系				,	Ħ
	卒	事務系	,		,	円	専	事務系				,	円
	専門学校卒	技術系	,		,	円	大学	技術系				,	円
	校卒	事務系	,		,	Ħ)	卒	事務系				,	Ħ

- [注](1)令和3年6月の1ヵ月間に支給した1人当たり平均初任給額は<u>通勤手当を除いた</u>所定内賃金総額(税込額)をご記入ください。
 - (2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程 (2年制以上) を卒業した者を対象としてください。
 - (3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入ください。

٠	<u>ത</u>	<u>ඉ</u>	_			2	. ′	ዯ	L,				ა.	木	J	E	J																		
*	€ <u>1</u>	. 15	0	をし	した	事業		<u>は</u> (<u>2</u>) —	1 0	の質	問	にお	答え	₹ ⟨	ださ	い	0																	
<u>_</u>	- 1	↓ !!	学卒	ב ב	ح:	のお	18年	予:	定,	人数	を	# 1	记入	< 1	ださ	い。	,																		
高	哥杉	交交	r – – I I			_ 		2 .	専	手門	学	校卒	<u> </u>				(3 .	短	大	卒	(含	高原	專)	, ! ! L			,		4 .	大	学科	本[
問	6) :	新	型	⊐	口:	ナ	ゥ・	1	ルフ	ス(の景	影響	いる	= =	いい	7	ぉ	答	え	<	だ	さり	را ر)										
)	亲	新型 :	- -	ナ	・ウ	イル	レス	. I=	よる	る貴	事	業月	听の	経?	堂へ	の	影響	野に	つし	ハて		おね	答え	〈 ;	ださ	い	•	(該	当?	する	す~	べて	(C)	3)	
1		労働	力σ)不	足					2	2.	労債	動力	の追	剰			3.	資	材・	部	品•	商品	品等	の調	達	• 仕	入難	ŧ					咸少	
		取引 受注																7. 11.					の資	金	繰り	丿難)	8	. 乍	木業	のヨ	ミ施 しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しゅうしん しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゅう しゅうしゃく しゅん しゅうしゃく しゅうしゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく	
-		f型:							影草	響に	よ	るj	事	業序	折の	従	業員	等	の原	雇用	環	境(り変	化	= 7	いい	τ.	お	答	えく	だる	さい	۰,		
	(E	亥当 つ	96	9	^	C 1.	-0	7																											
		休晴子の																				を	減ら	bし	た彷	É業	員 <i>t</i>	パしい	る						
		事業採用																			定す	·取	り消	٤L	t <u>-</u>		7.	従	業員	また	採月	∄L'	<i>t=</i>		
8		賃金	(賞										(9 .	賃金	<u>;</u> (賞与	∌)	を	引き	Ŀ	げた	=			10.	特に	:影	響は	はな	い	_		
_			حار '																																
		新型 いて															月	1日	現	在、	貴	事	業所	íで	実加	し	τ	いる	従	業員	し の	労働	协環	境₫	整
		テレ																2	o±	· 在一 i	sh 35	<u>.</u>	省 7				吃 。	+ =	과 선	±	+ &	Δ			
		就業																					守ノ		-	٠.	дар н	ग →	= =	, ()	又祁	3			
																													_						
		新型∶ つい:																莱州	か.	事习	を	継	続し	<i>.</i> て	() <	、た	B	Ε,	今	後月	き施	して	こい	きた	: UV
1		営業		₩ h Λ	フェ	l tielt		2	ŧ	劼務	. / +:	4 11 <i>a</i>	\ =	古し		2		賃金	> / +	T . /	ם ע	古					,		夕托	毛 九击	때 <i>소</i>	· M	ம்	· 污	£ ##
5		労働	力(の研	寉保	:		6	. Ġ	労働	生	産性	リ兄 生の	向上	_	7	٠.	従弟	美員	のf	也社	^	の派	造		响	8	3. i	融資	制	度の	活)	用		5 /11
9 12		テナ 新事	文 業:	トポ	4の 予の	開打	ざ N 石	13	父 2	歩 業態	• ;	事業	€転:	換		14). .	事業特に	€ 所 こ 考	拠りえて	はい	集になり	的 , 1	-	5.	そ	ı の他	l. :	新 艿	記取	引先	; (U;	荆狁	l)
9	7) ;	雇	用	保	険	料(ガ゚	事	業 =	È1	負担	担う	汁	= =	いい	て	ぉ	答	え	<	だ	さり	())										
		f型:																																	
		♪を! D議!																																	951.
1	F	雇用化	모	·本:1 2	玄介	121	トル	1+	白	扣抽	白で	なし	l F	는 수수					2	<u>=</u>	H 4	모(오	44	ണ	21 F	1ギ1-	+ .	各切	抽っ	マホン	 スポ	بد	コオトブ	を得れ	713
3.	. J	雇用化	呆険	料)、耆	∮成	;					/ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1 / 10	. .	只正	中(٠ (س	Ø 13 ·		~U ~	<u>' বি</u>	÷0.
Ο.	_	その	ᄪ	()																		
)	屌	星用	保険	肖料	が	引 き	<u>*</u> _	げ	らね	れた	場	合、	貴	事	業所	iのJ	霍月	月へ	の暑	杉響	門に	つし	ヽて	お	答え	. <	だる	きい	•	(該	当:	する	す・	べて	I= C
1		従業	員	数、		[用	形態	態、		金章	等へ	、の	影響	響は	なし	۸,				2 .		業	員数	女の	削	咸を	検	討す	- る						
3		従業	員	数Ⅰ	よ変	こえ	なし	ハか	۲,	雇月	刊货	保険	料力	が不	要7	な(雇	用仍	除	適丿	用タ	()	雇月	月形	態~					討っ	トる				
		新規 賃金									バイ	、要	な	(雇	用亻	呆険	適	用を					を増 他		न										
_	•	~~ ≥4		r	33 117	~ :	1/4	/	a)											.				`											

② 令和4年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに〇)

設問8)賃金改定についてお答えください。

- ① 令和3年1月1日から令和3年7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけにO)
- 1. 引上げた

-

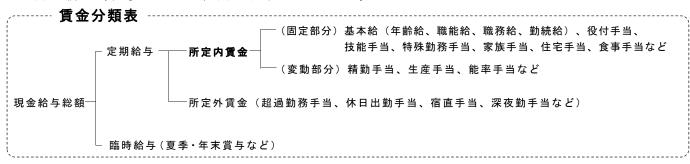
- 2. 引下げた
- 3. 今年は実施しない(凍結)

- 4. 7月以降引上げる予定
- 5. 7月以降引下げる予定
- 6. 未 定
- ※1.~3. に〇をした事業所は下記の①-1の質問にもお答えください。
 - ① 1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内 賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照く ださい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

						従業	員	1 人	、当	<i>t</i> =	り (月	1額)							
対象者総数	汝	改定	定前0	り平均	所定内	賃金	改定	官後の	平均所	f定内	賃金	平均引上げ・引下げ額 (C)							
				(A)				(B)										
	人			,		円			,		円			,		一円			

- [注] (1) 「改定前の平均所定内賃金 (A)」「改定後の平均所定内賃金 (B)」「平均引上げ・引下げ額 (C)」の関係は次のとおりです。
 - ・「1. 引上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
 - ・「2. 引下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額 (C)」はマイナス額になります。

 - (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
 - (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いてください。
 - (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
 - (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。



- ※①で1.または4.に〇をした事業所、及び、臨時給与を引上げた(7月以降引上げ予定)事業所のみ②・③にもお答えください。
 - ② 賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するものすべてに〇)
 - 1. 定期昇給
- 2. ベースアップ
- 3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)

- 4. 諸手当の改定
- 5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ
- [注](1)「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することを いいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
 - (2)「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。
- ③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。 (該当するものすべてに〇)
- 1. 企業の業績
- 2. 世間相場
- 3. 労働力の確保・定着
- 4. 物価の動向
- 5. 労使関係の安定

)

- 6. 親会社又は関連会社の改定の動向
- 7. 前年度の改定実績
- 8. 賃上げムード
- 9. 消費税増税

10. 重視した要素はない

- 11. その他(
- 設問9) 労働組合の有無についてお答えください。(1つだけにO)

1. ある

- 2. な い
- ◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、<u>7月20日までに</u>ご返送ください。